平成 26 年度介護サービス事業者集団指導研修 介護 サービスの苦情処理について

広島県国民健康保険団体連合会介護保険課

1 介護サービスの苦情処理のねらい

(1) 利用者の権利擁護

介護サービスは、利用者と事業者が対等の立場で契約を結んだうえで提供されます。

利用者がサービスに不満な場合には、事業者に対し苦情を申し立て、改善を求めることができます。しかし実際は情報量も少なく立場も弱いため、苦情を言いにくい状況です。

法的な対応では、時間もかかり解決が難しいことも少なくありません。

このようなことから、利用者を実質的に保護しようという考え方にこの制度は基づいています。

(2) 介護サービスの質の維持・向上

介護サービスは公的な保険のため、その質について一定の水準を確保する必要があります。

事業者は、利用者などからの苦情をサービス改善のチャンスとしてとらえ、サービスの質の維持・向上に活かすことが求められます。

また苦情などにより、不正・不適正な介護サービスが公になることもあり、チェック機能として も重要な役割を果たしています。

2 苦情処理に係る各関係機関の役割

(1) 指定居宅サービス事業者(指定介護予防事業者を含む),指定地域密着型サービス事業者(指定地域密着型介護予防サービスを含む)及び介護保険施設

利用者や家族がまず苦情申立てをするのは、実際にサービスを提供している事業者です。

事業者は相談窓口を設置し、苦情があった場合には必要な措置などを講じなければなりません。 また、市町や国保連合会が行う調査に協力するとともに、市町や国保連合会から指導又は助言 を受けた場合は、必要な改善を行わなければなりません。

(2) 指定居宅介護支援事業者(指定介護予防支援事業者を含む)

指定居宅介護支援事業者は、自ら提供したサービスに対する利用者の苦情に、迅速かつ適切に 対応しなければなりません。

さらに指定居宅介護支援事業者は、利用者が苦情を国保連合会へ申立てた場合に、利用者に対 し必要な援助を行わなければなりません。

(3) 市町

市町はサービス利用者にとって最も身近な行政窓口であり、かつ保険者であるため、サービス事業者に対し、文書などの提出・提示を求める調査などを行うことが認められています。 さらに、市町は、苦情に関する調査や指導・助言を行うことができます。

(4) 国保連合会

ア 国保連合会の役割

苦情処理機関として位置付けられています。(介護保険法第176条第1項第3号)

さらに、事業者に対し苦情に関する調査や指導・助言を行う権限とともに、事業者が国保 連合会の指導又は助言を受けた場合、その改善内容を国保連合会へ報告する義務が運営基 準に規定されています。

なお,国保連合会は,市町の求めに応じ調査などに協力するとともに,必要に応じて介護 サービス苦情処理委員会に諮り,専門的見地から助言を行います。

イ 国保連合会が対応する苦情

(7) 介護保険法上の指定サービスであること

対象となるのは、指定事業者が行う、指定居宅介護支援、指定居宅サービス、指定地域 密着型サービス及び指定介護保険施設サービスなどの指定サービスです。

(対象にならないもの)

市町が独自で設定する基準該当サービスや市町の特別給付については、それぞれの市町の対応となります。

(イ) 市町域を越える案件

申立人の居住する市町と事業所のある市町が異なる場合は、保険者にあたる市町が調査 及び指導・助言を十分に行うことができないことが想定されるため、市町の要望を受け、 国保連合会で対応します。

(ウ) 苦情を市町で取り扱うことが困難な場合

- a 権利関係が複雑で、高度な法律解釈などを求められる場合
- b 事業者が悪質であり、調査や指導が難しい場合

(エ) 申立人が国保連合会の処理を希望する場合

(ア)~(ウ)以外でも、申立人が希望する場合は国保連合会で対応します。

ウ 国保連合会が対応しない苦情

- (7) 既に訴訟を起こしている事案
- (4) 訴訟が予定されている事案
- (ウ) 損害賠償などの責任の確定を求める事案
- (I) 契約の法的有効性に関する事案
- (オ) 医療に関する事案や医師の判断に関する事案

(5) 県

指定基準違反の疑いなど、県が必要と認めたときは調査をします(介護保険法第24条)。 調査結果によっては、サービス事業者に対し指定取消し処分を行うこともあります。

(県の介護保険審査会)

市町が行う要介護認定など保険給付に関する行政処分や、保険料その他介護保険法に規定する徴収金に関する処分への不服がある場合対応します。

(6) その他

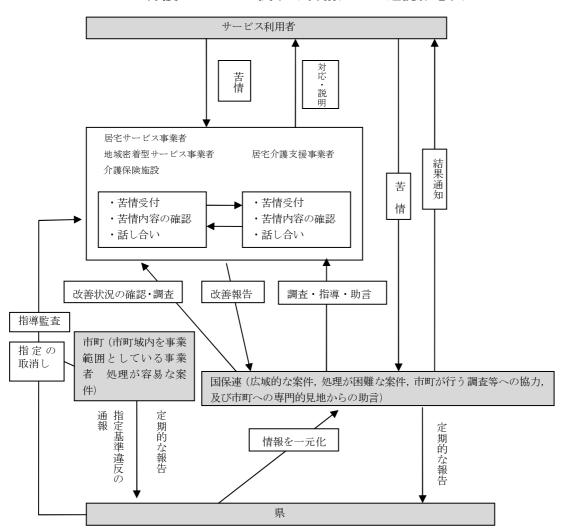
そのほかにも、サービス事業者と市町との中間に位置するものとして、身近な各種相談機 関や相談相手があります。 例えば、地域包括支援センター、社会福祉協議会などの組織のほか、民生委員や保健師、 医師・看護師など様々な職種の人が想定されます。

これら相談機関や職種の人は、介護保険制度上、苦情処理受付窓口として位置付けられていませんが、これら機関の本来の役割からすると連携することが必要です。

3 連携の方法

- (1) 市町は、利用者のサービスに対する苦情やニーズを広く汲み取ることができるよう、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関に対し、日ごろから必要な助言や情報交換を行います。
- (2) 苦情処理に関する課題などを検討し、相互の連携をより一層推進するため、県や国保連合会は、関係機関との連絡調整を行います。
- (3) 関係機関の間で情報を迅速かつ的確に伝達するため、県内統一の様式を用いるとともに、情報伝達の期限設定など、一定のルールを定めます。

介護サービスに関する苦情処理の連携概念図



4 苦情・相談の現状等について

(1) 国保連合会の苦情・相談受付状況(過去5年分)

ア 受付件数 (件)

Δ' /\			年		度		
<u> </u>	ガ	21	22	23	24	25	
苦 情	申 立	2	1	2	3	4	
相	談	162	168	171	151	111	
章	+	164	169	173	154	115	

イ 相談内容別件数 (件)

区分	年			度		計	
E M	21	22	23	24	25	件数	構成比
サービスの利用や内容	76	71	61	81	69	358	46.9%
ケアプランの作成	3	9	16	7	0	35	4.6%
利 用 者 負 担	11	18	12	1	0	42	5. 5%
要介護認定	6	10	5	7	3	31	4.1%
保 険 料	10	3	2	1	2	18	2.3%
その他	56	57	75	54	37	279	36.6%
≘ +	162	168	171	151	111	763	100.0%

ウ 相談のサービス種類別件数

(件)

区分	年			度		合計	構成比
	21	22	23	24	25		113774 =
訪問介護	32	29	34	19	17	131	17. 2%
訪問入浴介護	0	0	0	1	0	1	0.1%
訪問看護	2	2	4	1	1	10	1.3%
訪問リハビリテーション	0	0	2	0	0	2	0.3%
通所介護	16	17	11	17	9	70	9.2%
通所リハビリテーション	1	2	4	6	4	17	2.2%
福祉用具貸与	0	3	1	1	1	6	0.8%
短期入所生活介護	11	8	4	8	8	39	5.1%
居宅療養管理指導	0	0	1	0	0	1	0.1%
認知症対応型共同生活介護	8	9	12	3	2	34	4.5%
特定施設入居者生活介護	1	1	0	4	0	6	0.8%
居宅介護福祉用具購入	4	1	0	0	0	5	0.7%
居宅介護住宅改修	3	0	0	1	0	4	0.5%
居宅介護支援	6	14	18	16	7	61	8.0%
介護福祉施設	16	22	18	21	13	90	11.8%
介護保健施設	14	11	26	21	9	81	10.6%
介護療養施設	2	7	3	0	1	13	1.7%
小規模多機能型	0	0	0	6	1	7	0.9%
その他	46	42	33	26	38	185	24. 2%
計	162	168	171	151	111	763	100%

【参考】平成 26 年度の状況

12月31日現在(単位:件)

区分(月)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	小計	合計
苦情	0	1	0	2	0	0	1	1	1	6	100
相談	6	12	15	7	9	8	27	13	6	103	109

(2) 平成26年度の苦情申立事例

(※事例は、個人の情報等が特定できないように編集しています。)

申立人	利用者(年齢・性別・要	サービス種類	
子	84 歳	男	要介護 2	介護老人保健施設

[苦情内容]

- 1 入所時の契約についての説明不足及び契約書を貰わなかった。
- 2 職員が他の利用者を怒鳴っていた。
- 3 服薬が変更されていたことについて説明してもらえなかった。

「申立の趣旨]

- 1 入所時には契約書,介護サービス,利用者負担額等について丁寧に説明するとともに,契約書や重要事項説明書を手渡してほしい。
- 2 職員の接遇の充実に努めて欲しい。

[事業所調査結果]

- 1 書類の説明はしており、重要事項説明書は交付している。
- 2 高齢であるために耳が遠い方も多く、大きな声で話しかけることはあるが、怒鳴る職員はいない。
- 3 服薬については、入所時に必要なものだけを処方するということは必ず説明している。

[助言]

1 入所者や家族への丁寧な説明、接遇、対応等について

「介護老人保健施設の人員,施設及び設備並びに運営に関する基準」(以下,「運営基準」という。) 第 20 条には、常に入所者の心身の状況や環境等の的確な把握に努め、入所者や家族に対し、その 相談に適切に応じるとともに、必要な助言や援助を行わなければならないと定められています。

今一度,運営基準を熟読いただき,利用者や家族の立場に立った介護保健施設サービスの提供ができているかどうか,あるいは、接遇及び対応等のあり方について、改めて懇切丁寧に実行できているか自己を省みていただき、そのうえで、例えば接遇研修の回数増や内容等の見直しを検討され、その充実に積極的な取組みをお願いいたします。

2 重要事項説明書の説明及び交付について

貴施設において、仮に重要事項説明書をいったん利用者や家族に交付されたとしても、利用者や 家族から紛失等により、重要事項説明書の再交付の要望があることは、十分に予想できるところで す。再交付の要望がありましたら、再交付いただく方が、利用者や家族への懇切丁寧な対応になる と思われます。この点、よりよいサービスの提供のために心がけていただくようお願いいたします。 また、一般的に高齢の利用者においては、意思の判断能力が難しい方が多いこともあり、特に家 族等への説明や同意は重要になります。

そのためには、例えば重要事項説明書の末尾に、「説明(同意)年月日、貴施設の説明者、利用者、 身元引受人(家族)等の署名や押印の欄」等を設けるなど、貴施設及び利用者・家族双方が、その 証跡を確認できるような取組みをした方が、よりよいサービスであろうと思われます。

3 適切な介護記録等の作成について

介護記録の主たる目的は、介護サービスの存在、内容及び根拠等について認識又は確信を得させること(証明)と言われており、正確に記録することで、適切な介護サービスの提供、争い事の防止又は解決に繋がる重要なものです。そして運営基準第9条には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない、と定められています。しかし今回、提出された介護や看護の記録等は、判読が難しい筆跡や記録を修正液等で消去された形跡も見受けられ、記録日も少なく、サービス内容等も明瞭に記載されているとは言えません。

このような記載は好ましくありませんので、今後は、記録の重要性や必要性等について再認識いただき、記録はいつでも開示されるという前提で、正確かつ最新の日々の記録や判読が確認できる記録の作成、更に訂正の過程や理由が分かるよう完全に消去するのでなく、二重線での訂正等に努めていただくようお願いいたします。

5 苦情・相談事例から感じること

(1) 苦情・相談事例の類型

(※事例は、平成26年度の実際の相談を基に、個人情報等が特定できないように編集しています。)

ア 相談者の気持ちを聞いて欲しい

【事例 1】

相談内容 事業所から「お母さんが呼吸をしておられません。」と私に電話があり、

直ぐに救急車を呼ぶように言った。施設は、私に電話する前に、救急搬送するのが当たり前ではないか。

A病院に搬送され、その後、B病院に転送されたが、息を引き取った。 救急搬送された母は、着衣がブラウスとオムツだけだった。このことを 施設の理事長と担当者に尋ねると、忙しいので夜もパジャマに着替えさせ られない。ズボンもオムツ交換が早くできるので、履かせていないとのこ とであった。私も介護施設に勤務していたが、こんな、ずさんなことはし ていなかった。

すぐに救急車を呼ばなかったことと、ブラウスとオムツ姿であったこと に納得できない。

国保連合会対応

(国保連合会)

苦情や要望を事業所 に伝えることはでき る。

(相談者)

話を聞いてもらって 楽になったので、施設 には連絡しなくてよ い。

イ 介護サービス等について不明な点を明らかにしたい

【事例 2】

相談内容

母は、現在、老人保健施設に入所している。 最近、リウマチや胃潰瘍を患って体調を崩した ことで、要介護度は2から4に、重くなった。

退所後について、ケアマネジャーに訪問介護 サービスの身体介護 (30分間を1日2回)の利 用を相談したところ、頭ごなしに断られた。ケ アマネジャーは断った理由は言わなかった。

ケアマネジャーに、サービスを利用できない理 由を聞いてよいか。

国保連合会対応

(国保連合会)

ケアマネジャーは介護サービスの利用にあたり、利用者や家族から要望や意向をよく聞いて、 懇切丁寧に説明する義務があることを伝え、今回、退所後に利用したいサービスについてもう 一度要望され、サービスが難しいと言うのであれば、その理由を確認するようすすめた。

(相談者)

ケアマネジャーにいろいろ聞いて、確認する。

ウ 事業者の職員や元職員からの相談

【事例3】

相談内容

利用者が、退所日に転倒した。職員は、すぐに現場に行き、バイタル確認を行い、利用者も「大丈夫だ。」と応えた。念のため、退所後に病院を受診するように勧めたが、迎えに来た家族(息子の妻)も本人も「病院に行かなくても大丈夫。」と言った。

しかし、その後、骨折しているのが判明し、翌日に手術となった。

後日,ケアマネジャーから,利用者の息子が激怒している旨の連絡があった。施設として,一生懸命に説明や対応状況等を報告したが,なかなか納得されず,「施設に過失があるのではないか。」と詰問され,電話を切られた。専務が自宅にお見舞いを持って行ったが,息子は受取らず,「何故早く,救急車を呼ばなかったのか。全精力を出して施設と戦う。」と,続けて詰問された。

今後、訴訟や損害賠償を求めてくるかもしれない。

国保連合会対応

(国保連合会)

要求内容を確認され, 一人での対応でなく,組 織で対応するように勧 めた。

また,利用者に誠意を もって,適切に対応した 旨を説明することをお 願いした。

対応策は,損害保険会 社か,介護施設の組織 (団体)に相談するよう に案内した。

エ 問題の解決策を教えて欲しい。または、国保連から関係者(保険者・施設等)に連絡し、 問題を解決して欲しい。

【事例 4】

相談内容

義母は、介護保険を利用しており、A事業所でサービスを利用している。

義母は、お金に執着があり、主人に1回に数十万の支援を求めるようになり、非常に苦しい状況であったので、A事業所に相談していた。

ある日,親戚(母の弟)から連絡があり,親戚の話では母から聞いたという事であったが,私がA事業所に相談した内容等が漏れていたようだ。相談内容が漏れることは,守秘義務違反ではないのか。この事をA事業所のB氏に話すと,謝罪はあったが,調査したが誰も相談内容を漏らした者はいないとの回答で,職員には話さず,この事は私の中で留めておくようにというような事を言われた。

知人のケアマネや看護師に、この事を相談したら、この程度 の謝罪で済ますようなことではないと話した。施設は改善して 欲しい。

国保連合会対応状況

(国保連合会)

A事業所に連絡し、誰が漏らした かはわからないが、個人情報保護や、 守秘義務について研修を行う等の改 善策を要望した。

(A事業所)

当事案を踏まえた研修を行う。

【事例 5】

相談内容

施設に見学に行った際,未成年 の施設職員が無視した上に,こち らを睨みつけ,話を聞いてくれな かった。

さらに、この職員が喫煙している姿を見たという話も聞いた。この職員を辞めさせるように施設に言ったが、聞き入れてもらえない。国保連合会から言ってもらいたい。

国保連合会対応状況

国保連合会から、辞めさせるように言うことは出来ないので、 職員を指導するように要望することになった。

(事業者管理者)

未成年の従業員は在籍しているが、喫煙はしないし、相談者から聞く外見も本人とは大きく異なる。おそらく、従業員ではなく、訪問者に声をかけたのではないかと思うが、なかなか納得されない。市町村担当課とも相談し、名札、制服を着用し、接遇について周知を徹底した。

(国保連合会)

施設の言い分や、対応策を講じたことを相談者に伝えたところ、改善されたことに納得したとのことであった。

【事例 6】

相談内容

祖母の体調が悪い時、デイサービスを休ませてくれないことや、訪問介護サービスが終わっても、2・3時間家に残っていることもある。 このことについて、改善を要望したが、改善

このことについて、改善を要望したが、改善されない。

ケアマネジャーとの人間関係も悪化しており,事業所や,ケアマネジャーの変更も考えているが,変更したい旨を伝えたら,嫌がらせを受けるのではないかと心配だ。

国保連合会対応状況

(国保連合会)

サービスについては、利用者の心身の状態に配慮しながら対応する必要があり、ケアプランの通りに必ずサービスを提供しなければならないものではないことを伝えた。

事業所やケアマネジャーの変更は利用者側から 要望できるが、変更が適切かどうかは分からない。 祖母や家族等の意見を聞きながら、あるいは、地 域包括支援センターを利用して判断するように勧 めた。

事業所等の変更について、嫌がらせを受けることはないが、何かあれば連絡するように伝えた。

(2) 苦情・相談の主な要因

項 目	内 容	対 応 案
	サービスは適切だったのに,説明	(1) 事業者と利用者や家族とでは、情報量に大
 1 利用者や	をしなかったり、不十分な説明のた	きな格差があることに留意する必要がある。
家族への	め、苦情となることが多い。	(2) 説明をしても,利用者や家族は理解してい
説明不足	事故が起こった時に、説明が不十	ないことがある。繰り返し説明したり、後で
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	分であったため、不信感が増し、苦	改めて読み返せるような資料を渡すなど、丁
	情となる例もある。	寧に対応する必要がある。
	利用者の必要な情報が職員間で共	利用者に安全で適切なサービスを提供する
	有されておらず、申し送りを十分に	ためには、事業所内並びに外部の関係者間の役
2 情報共	していない。	割や責任を明確にし、情報の共有を図ること。
有及び連	ケアマネジャーと事業者間など関	(報告・連絡・相談の徹底)
携の不足	係者の連携が不足している。	
	ヘルパー間の引継ぎがなされてい	
	ない。	
	利用者の状態把握が不十分だった	利用者の状態は日々変化することに留意し、
3 利用者	ため、心身の不調や生活環境の変化	常に的確に把握し、必要に応じてケアプランや
の状態の	に的確に対応できなかったケース	介護方法などを見直していくこと。
把握不足	がある。	
	ケア会議などの内容,介護日誌,	(1) 記録は、提供したサービスの具体的内容や
	日報など業務上の記録が残っていな	苦情、事故、体調悪化などへの対応を実証す
	いか、または詳しく記載されていな	るものであり、利用者や家族から説明を求め
	い場合がある。	られたときの説明資料となる。
	利用者や家族からの相談や苦情	(2) 日誌などには必ずボールペンなどの消え
	が,記録されていないことがある。	ない筆記用具で記載すること。その際は、記
		入者名を記録すること。
		(3) 関係する職員全員が見ることが大切であ
		る。サインか印を押す欄を設けておき、見た
4 記録の		ら必ずそこにサインなどを残すこと。
不備	介護保険の場合,法定の記録保存	(1) 裁判で損害賠償を求めることができるの
	年限は2年となっており,2年を超	は最長 10 年間である。家族との間で色々揉
	えると記録を廃棄している事業所が	めて決裂し、2年以上経過後に裁判が提起さ
	ある。	れるということもあり得る。
	パソコンで作成したものは、後日	(2) 裁判の場合、記録が残っていないと適切な
	の修正が可能なため、証拠にならな	対応ができないこともあるので、最低5年間
	いとされることがある。	は保存をしておいたほうがよい。
		(保存場所が足りない場合は、PDF形式でC
		D-Rなどの電子媒体に保存するなど、保存
		方法を工夫する。)

項目	内	容	対 応 案
項 目 5 事業者 からの契 約解除	サービス提供が	困難になったた fったところ苦情に	利用者にとっては、サービスが打ち切られることに対する不満や不安がつのる場合が多い。 正当な事由により、やむを得ず事業者が契約 を解除しなければならない場合であっても、契 約書に従って、慎重に対応する必要がある。 (場合によっては、法律の専門家の助言を得る
			必要がある。)

(3) 国保連合会で苦情・相談を担当して感じること

項目	内容	対 応 案
	苦情申立てに至るケースは、施	家族は不満を言いだしづらい場合があるこ
	設を退所したり,事業者を移った	とを十分に踏まえてサービスを提供する必要
	り,あるいは亡くなってからが多	がある。
	V '₀	家族が、何もサインを出していないことはな
1 苦情申立て	家族としては、サービスを受け	いと思われるので、様々な機会を通じ、あるい
の時期	ている間は、利用者を人質に取ら	はそのような機会を作って、(例えば各種行事
	れているような心境になってお	や懇談会を, 家族が集まり易い土日や祝祭日に
	り,家族の不満が,内攻している	開くなど) 謙虚に要望を汲み取る努力を続ける
	ことがある。	必要がある。
	事業者は、利用者や家族に比べ	利用者や家族が持つ疑問を聞き出し, 丁寧に
	ると、介護保険に関する情報量	答えていくことで、余計な誤解を持たれないよ
	は圧倒的な格差がある。	うにする。
2 情報量の格	事業者として当然のことでも,	くどいと言われるぐらいまで、何度も説明す
差	利用者や家族からすると理解で	る必要がある。
	きていなかったり、誤解してし	
	まい、不信感を持つことがある。	

参考資料

根拠法令等

(介護保険法)

- 第 176 条 **連合会は,国民健康保険法の規定による業務のほか,次に掲げる業務を行う。** (中略)
- 三 指定居宅サービス,指定地域密着型サービス,指定居宅介護支援,指定施設サービス等,指定介護予防サービス,指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援の質の向上に関する調査並びに指定居宅サービス事業者,指定地域密着型サービス事業者,指定居宅介護支援事業者,介護保険施設,指定介護予防サービス事業者,指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者に対する必要な指導及び助言

(運営基準より抜粋 例示<指定居宅介護支援等の事業>)

第 26 条

(中略)

- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス又は法第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して**国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、**自ら提供した指定居宅介護支援に関して**国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。**
- 7 指定居宅介護支援事業者は、**国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の** 改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。